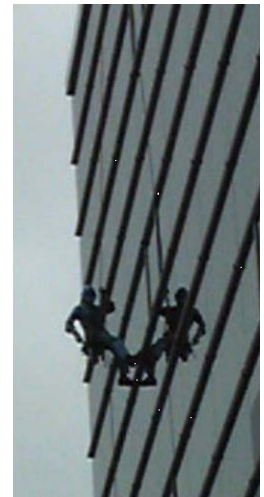


ロープ高所作業

.....特別教育について.....

労働安全衛生規則の一部改正により、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われる「ロープ高所作業」が特別教育を必要とする業務に追加されました。(平成28年7月1日から適用)

よって、上記業務に従事する労働者に対して、特別教育を行わなければならないことになりました。(労働安全衛生規則 第36条40号)



「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業。

(40度未満の斜面における作業を除く。)

- ・昇降器具 : 労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であって、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの。
- ・身体保持器具 : 労働者の身体を保持するための器具

学科講習科目と時間数

学 科 講 習 科 目	時間数	合計
1. ロープ高所作業に関する知識	1 時間	4 時間
2. メインロープ等に関する知識	1 時間	
3. 労働災害の防止に関する知識	1 時間	
4. 関係法令	1 時間	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

実技講習科目と時間数

学 科 講 習 科 目	時間数	合計
1. ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全带及び保護帽の取扱い	2 時間	3 時間
2. メインロープ等の点検	1 時間	

※ 本講習は「学科のみ」の講習と「実技付」の講習があります。
「学科のみ」の講習では、「実技」の講習は行いませんので、各事業所で規定時間(3時間以上)を実施して下さい。

本講習を受講された方には、後日になりますが「修了証」(資格証)を発行します。
但し、「学科のみ」を受講された方には、「学科修了証」を発行します。
(講習当日ではありませんのでご了承下さい。)